

## 令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第５回）議事録

■日時 令和４年１２月２０日（火）午後１時３０分～午後３時０３分

■場所 ＷＥＢによるオンライン会議

### ■出席委員

宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、袖野委員、廣江委員、  
水本委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### １ 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

##### ＧＬＰ昭島プロジェクト

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、  
風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染 騒音・振動共通、騒音・振動、土壌汚染、地盤 水循環共通、生物・生態系、日影、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び温室効果ガスの事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

#### ２ 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

##### 一般国道２０号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業【３回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 5 回）

速 記 録

令和 4 年 12 月 20 日（火）

Web によるオンライン会議

(午後 1 時 30 分開会)

○下間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第二部会を始めさせていただきます。

本日は、御出席をいただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち、11 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより、令和 4 年度第 5 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

宮越部会長、よろしくお願いします。

○宮越部会長 では、本日会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、事務局は傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○下間アセスメント担当課長 傍聴人、入室されました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議（3 回目）、その他の事項となります。

○宮越部会長 それでは、次第 1 の「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から御説明申し上げます。

資料 1-1 を御覧ください。

「G L P 昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議の資料となります。

1 番ですが、本調査計画書で選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自

然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの 14 項目です。

これらの選定した評価項目について意見がございます。後ほど評価項目ごとに整理して御説明いたしますので、5 ページにお進みください。

2 番ですが、選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質の 3 項目です。これらの項目についての意見はございませんでした。

3 番目といたしまして、都民の意見書及び周知地域市長の意見は、6 ページからの別紙のとおりにとなります。

別紙のご説明をいたします。

環境影響評価調査計画書に対する意見書等の件数につきましては、都民からの意見は 232 件、周知地域市長からの意見は、昭島市長と立川市長の 2 件、合計 234 件でした。

調査計画書に対する都民の意見の件数としては非常に多く、その内容といたしましても、前回の総会において御専門の委員からいただいたコメントと共通する内容も多数見受けられるなど、環境アセスの意見として内容の濃い御意見が寄せられました。

また、地域の実情を踏まえた切実な御意見も多数寄せられましたが、部会で御審議頂く時間も確保しなければなりませんので、この資料では主に環境保全の見地からの意見を記載させて頂き、この場では可能な限り共通の意見などを要約して御説明いたします。大変申し訳ございませんが、御承知置き頂ければと思います。

まず、(1) 環境全般ですが、計画地となっている昭和パブリックゴルフ場周辺は、市の都市計画のマスタープランでも、「緑の拠点」に位置づけられており、事業地に隣接する玉川上水は景観基本軸に指定され、その両岸は、沿線住民等の積極的な協力によって維持されてきた。開発計画がそのまま実施された場合、そのグリーンベルトへの悪影響は計り知れず、マスタープランの実現と両立できるものではない。事業者としていかなる方策を講ずるのか、具体的かつ明確な説明を求める。との御意見がございました。

また、保育・学校施設を利用する子どもの保護者を含む市民に対し、専門知識がなくても分かりやすい形で示されるとともに、調査が一般に公開され、透明な形で実施される必要がある。調査・予測の結果によっては、事業計画の見直しを住民との対話により実現することが求められる。などの御意見がございました。

(2) 大気汚染ですが、調査範囲・地点が不十分であり、学校、保育園・幼稚園、病院、住宅地、介護施設の周辺の調査は必須、などの意見が多数ございました。

(3) 騒音・振動ですが、大気汚染と同様に、学校、保育園・幼稚園、病院、住宅地、介護

施設の周辺の調査地点を増やすべきとの御意見が多数ございました。

大型トラックなどの 24 時間絶え間ない交通による振動・騒音による周辺住民への心身の健康への影響が懸念される。といった御意見や、周囲が住宅街であり、住環境にはふさわしくない。との意見がございました。

このほか、低周波音についても調査・予測の対象とすべき。などの意見がございました。

(4) 土壌汚染についてですが、戦前・戦中時代の土地利用によっては、土壌調査の必要性もあるのではないか。このほか、ゴルフコースの除草剤や農薬等の使用があったため、土壌汚染の調査を全面的に行うべきなどの意見がございました。

(5) 地盤についてですが、地下水のくみ上げによる地盤の沈降や、雨量増大による地盤の上昇についての将来予測についての意見などがございました。

(6) 水循環についてですが、昭島市の水道は現在 100 パーセント地下水でまかなわれているが、G L P 社は現有の井戸水を使用している。地下水の枯渇や地盤沈下が懸念されるため、地下水涵養量を調査することを求めるといった意見がございました。

このほか、本計画には「掘削工事」による地下水の水位への影響のみを考慮するとあるが、工事完了後、施設稼働後の雨水浸透施設の状態や、施設における井戸水利用による影響も調査・予測がなされ、適切な計画・管理が行われる必要がある。といった意見などがございました。

(7) 生物・生態系についてですが、代官山を初めとした周辺の緑地は、従来、立ち入りが制限され、自然保護の理念が基本にあったため、希少種や絶滅危惧種も多く守られてきたとも言える。この地域の価値や役割をどのように反映させるのか。といった意見や、代官山と玉川上水、市立上水公園など、一連の緑地のつながりを維持する考えはないか。今の開発計画では、それぞれが完全に分断されてしまうといった御意見がございました。

また、データセンターの排熱による樹木や動植物への影響に関する御意見もございました。

代官山に生息するオオタカや、玉川上水に生息するゲンジボタルを含め、計画地周辺の樹木や様々な動植物等への影響について、適切な予測・評価をすべきとの御意見が多数ございました。

事業所内の明るさについても、光が漏れて明るくなることによるゲンジボタルへの影響など、光害を発生させないようにしていただきたい。との意見がございました。

また、計画地周辺において 20 年以上にわたる地域の環境保全活動に基づく希少植物などの調査データと分析結果を示す。これらを見て、開発や調査の中身をよく御検討頂きたいとい

った御意見などもございました。

(8) 日影についてですが、データセンターや物流倉庫は高さや幅がいろいろあり、玉川上水北側の住宅街も高さや距離が様々であり、日影の影響が異なることが予想される。調査地点を多くし、住民目線での日影調査を強く求める。といった意見や、玉川上水の樹々・草花への日影の影響について調査対象としない理由の説明を求める。といった意見などがございました。

(9) 電波障害についてですが、物流倉庫群及びデータセンター群による電波障害に関して、設備稼働の初期、中期、全稼働時期について、必要な調査から評価までしていただきたい。などの意見がございました。

(10) 風環境についてですが、風環境の変化による家屋や歩行者への影響だけでなく、代官山緑地を初めとする動植物の生態を含む自然環境に対する影響の評価を実施するよう求める。などの意見がございました。

(11) 景観についてですが、「玉川上水景観基本軸」との整合を図るとしているが、樹木限界より高層の建築物を建築することにより、景観は致命的に破壊される。樹木高度を調査しそれを超えない景観計画を示すべき。といった意見や、街路樹を新たに植えるのではなく、敷地周辺の樹木を温存するなど、敷地の外からの景観を現状保持もしくは極めて近い環境にする方向に配慮願う。などの御意見がございました。

(12) 史跡・文化財についてですが、玉川上水は江戸時代初期より本来の機能はもとより自然と調和しながら今日に至っている。「東京都自然保護条例」に基づき歴史環境保全地域に指定され、「文化財保護法」に基づく国の史跡にも指定された。さらに「史跡玉川上水保存管理計画」も策定された。都政では保存すべく様々な試みがなされているのに、この計画は到底認めることはできない。などの意見がございました。

(13) 自然との触れ合い活動の場についてですが、昭島市が作って下さったウォーキングコースは、計画地周辺の玉川上水を含め市民にとって貴重な自然との触れ合い活動の場である。既存樹木を最大限残してほしい。との意見がございました。

地域住民や周辺住民が最も関心・危機感を持っている事柄の一つが、自然との触れ合いの機会や場が減る、またはその質が落ちることである。「地域に開かれた緑の空間」をどの程度、どこに、どのような形で実現するのか、質・量ともに具体的に予測を提示する必要がある。などの意見がございました。

(14) 廃棄物についてですが、土壌の廃棄、建物のコンクリートなど、法令上の遵守だけ

を掲げるのではなく、具体的な廃棄物量の予測等を示すことが必要。などの意見がございました。

(15) 温室効果ガスについてですが、データセンターは特に大量の電力を使用する。データセンター及びその冷却装置、物流倉庫に分類し、温室効果ガスの調査から評価までしてください。といった意見がございました。

ゴルフ場の緑の消失に伴うCO<sub>2</sub>の増加分の緑地の確保・補填につなげる考えはないか。などの意見がございました。

最後に、(16) その他についてですが、ヒートアイランド等につきましては、データセンターの高温排熱の影響調査をすべき。その気温上昇の代償も検討していただきたい。などの意見がございました。

まちづくり・道路問題等につきましては、事業計画地周辺の主要な道路については、現状で既に激しい渋滞が発生しているところであり、本事業が実施された場合、とりわけ入出庫の各ピーク時間には交通が麻痺し、バスやタクシーなどの公共交通機関が機能不全に陥る。

緊急車両の立ち往生による生命の危機の増大、渋滞を回避しようと生活道路や周辺小学校の通学路へ走行する自動車によって、小学生や高齢者が交通事故に遭遇して負傷したり、死亡する危険性が格段に高まることは明らかである。

特に、昭島駅北口を周辺とする現在の道路状況は日々混雑が発生し、住宅街を迂回していく車も少なくない。ただでさえ、道幅が狭く、自転車や歩行者が快適に通行できない状況の中で、トラックが1日に何千台も行きかうことは非現実的であり考えられない。など道路問題についての意見が多数ございました。

また、昭和の森ゴルフ場は、広域避難場所に指定されているが、開発後の広域避難場所を敷地内に確保していただけるよう御配慮願う。との意見がございました。

本事業は、「昭島市都市計画マスタープラン」と密接に連携しているかのような説明がされているが、マスタープランとの関係性について明確な説明を求める。などの意見がございました。

多数の意見が寄せられたため、御説明が長くなりましたが、都民からの意見のご説明は以上となります。

次に、周知地域市長からの意見です。

昭島市長の意見ですが、各評価項目に関する意見は先ほど御説明いたしました都民からの意見と同様の意見も多く、委員の皆様におかれましては後ほど御覧いただければと考えてお

ります。

市長からは、各評価項目以外からもまちづくり等全般的な意見も寄せられておりますので、ここでは「全般」の中から主な事項について要約して説明いたします。

1つ目としまして、昭島市は、「人間尊重」と「環境との共生」をまちづくりの普遍の理念として掲げ、安全安心かつ利便性の高い都市基盤と、深層地下水 100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境とが調和した住宅都市として、恵まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めてきた。

環境影響評価及び事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、昭島市総合基本計画、昭島市都市計画マスタープラン及び昭島市環境基本計画等、昭島市が進めてきたまちづくりや地域特性について十分勘案するとともに、昭島市と協議し、協力していくこと。

2つ目といたしまして、東西方向の新設道路を整備することで、南北軸や昭島駅前など計画地周辺の道路混雑の緩和に貢献するとあるが、1日当たりの発生交通量が約 5,800 台、発生集中交通量が約 11,600 台など、交通量の大幅の増加の影響は計画地周辺のみならず、そこに至るまでの路線にも、従来発生している交通渋滞や、交通安全環境の悪化など大きな影響を及ぼすと考ええる。

本事業の実施に当たっては、安全で利便性に富んだ都市基盤と、水と緑の自然環境が調和した快適な住宅都市として発展してきた昭島市のまちづくりを後退させることなく、地域住民の意向に十分に配慮した最大限の対策を講じた上で、昭島市と協議し、進めていくこと。

3つ目といたしまして、「環境との共生」をまちづくりの理念として掲げるとともに、今後ゼロカーボンシティに向けた取組を重要施策としている昭島市において、緑の保全是重要課題である。

調査計画書において「緑化計画」「公園・緑地計画」がそれぞれ掲げられ、また、環境影響評価項目においても予測する事項として、「緑の量の変化の内容及びその程度」が選択されているが、本計画では、新設道路や建築物が緑を分断し、公園や緑地が点在する形となっており、緑のネットワークの形成に資する計画とは言い難い。

各種法令等に基づく基準値を満たすことのみを目的とするのではなく、緑の保全、景観、生物多様性や希少動植物の保護等の観点からも、新設道路、建築物、公園及び緑地の位置について再考し、代官山緑地を中心として、玉川上水沿いへと繋がる緑の連続性を十分確保した計画とすること。

4つ目といたしまして、「計画地内の緑化に努めることで地表面被覆の人工化を抑制し、そ



これらの維持管理のために計画的な散水を行うことで、地域のヒートアイランド現象の軽減にも寄与していく」とあるが、計画地は芝生や樹木が中心のゴルフ場からコンクリートへ改変され、特に9棟ものデータセンターからの熱放出は相当量が見込まれるため、過去の同様の施設を参考に計画地全体のヒートアイランド現象への影響についても予測・評価すること。

5 つ目としまして、20～55mもの高さの無機質な施設が複数建設された場合、景観が大きく変化し、周辺住民や昭島市を訪れる人々が圧迫感を感じるだけではなく、市の印象にも影響を与えかねない。

昭島市の将来都市像である「水と緑が育む ふるさと昭島」にふさわしい緑豊かで住民の生活に潤いを与える景観づくり・空間づくりとするとともに、「玉川上水景観基本軸」の区域内であることを踏まえ、建築物の配置、高さ、規模、形態、色彩及び公開空地等の項目について総合的に予測・評価すること。などの意見がございました。

最後に立川市長の意見ですが、昭島市長の意見と同様に、各評価項目に対する意見は先ほど御説明した都民からの意見と同様の意見も多く、委員の皆様におかれましては後ほど御覧いただければと考えております。

立川市長からも、昭島市長からの意見と同様に、各評価項目以外にもまちづくり等全般的な意見が寄せられておりますので、ここでは「総論」の中から主な事項について要約して説明いたします。

1 点目ですが、本計画は大規模な物流施設であり、発生集中交通量が大量であることから、交通量の増大による周辺地域への様々な影響が懸念される。

昭島市都市計画マスタープランとの整合性についての記述がある一方、環境に影響を及ぼすと予測される本市の上位計画等との整合性についても、一切触れられていない。

計画地の用途地域は、準工業地域に指定されているが、交通計画で示されている北側ルートは「第一種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」が大部分を占めている。

また、幹線道路である五日市街道については、歩道が整備されていない区間が存在するとともに、新青梅街道にアクセスする主要地方道 59 号八王子・武蔵村山線は、恒常的に渋滞が発生している。

中でも、宮沢中央通りは、市民の日常生活に密着した生活圏に係る道路である街区幹線道路であるとともに、立川市立西砂小学校に近接した通学路であり、横断・通行する児童が多いこと、通勤・通学時間帯の自転車通行が多く、自転車が絡む自動車や歩行者との接触

危険性が高いことなど、交通安全上の重大な懸念があることから、首都圏広域をカバーする物流拠点の関係車両の主要走行ルートに想定すべきではない。

2 点目、環境影響評価書案を作成する際には、調査方法、評価基準等について、表現を工夫し、本計画が周辺の生活環境にどのような影響を与えるのか、また、周辺地域にどのような配慮を行うのか、誰もが理解しやすいように示されたい。

3 点目、計画地周辺の地域住民、近隣市及び関係者に対しては、計画や工事に関して十分な事前説明と情報提供を行い、意見・要望等があった場合には、真摯に対応されたい。

4 点目ですが、環境に影響を及ぼすと予測される地域の範囲については、本市行政区域も対象となることから、本市景観計画を踏まえ評価・調査等を行われたい。などの意見がございました。

それでは、3 ページにお戻りください。

選定した環境影響評価の項目について委員から意見がございました。

#### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺には、教育施設、福祉施設及び住宅があり、工事用車両や工事の完了後の関連車両の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が懸念される。このため、現況の交通量を十分に考慮した上で、将来交通量を適切に算定するとともに、はなみずき通りの計画地近傍や、つつじが丘通りが諏訪松中通りに交差する地点の近傍を含めた調査地点の追加を検討し、これらを含めた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

#### 【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、教育施設、福祉施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在する。特にデータセンターは福祉施設の近傍に計画されており、排気設備の規模等によっては低周波音を含めた影響が懸念されるため、必要に応じて低周波音を加えた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

#### 【土壌汚染】

調査計画書では、計画地内の一部に小規模な給油施設があるとされているが、現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったことから、土壌汚染のおそれが否定できないと考えられる。このため、土地利用の履歴等や土壌汚染調査はこれを踏まえて実施し、土壌汚染について適切な予測・評価を行うこと。

### 【地盤、水循環 共通】

計画地域は、水道水源を含む複数の井戸があり、さらに複数の湧水も存在するなど地下水が重要な地域である。本事業では、造成工事や計画建築物の建設、舗装や地下水利用等により、地下水の水位、流況及び涵養能等に影響を及ぼす可能性があるため、計画地を代表する地質、地質構造等の地盤の状況や地下水の状況等を把握できるよう適切な調査を行い、施工方法や地下構造物等の形状、配置について可能な限り明らかにした上で、工事の施行中及び施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

### 【生物・生態系】

本計画では、現況の植生の大部分を改変し施設を建設する予定であることから、計画地及び隣接する玉川上水、玉川上水緑道及び代官山緑地等の生物・生態系への影響が考えられる。調査計画書では計画建築物その他の工作物の配置、規模、施工方法等の詳細が未確定であるため、これらを可能な限り明らかにした上で予測・評価を行うこと。予測・評価にあたっては、希少動植物等の保全及び施設配置・稼働にあたっての配慮、エコロジカル・ネットワークの形成による周辺の生態系に与える影響の低減等、幅広く環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

### 【日影】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が配慮施設等に与える日影の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、必要に応じて天空写真の調査地点を追加し、適切に予測・評価すること。また、周辺に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

### 【風環境】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、環境影響評価書案の作成に向けては、計画建築物が配慮施設等に与える風環境の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、風環境の変化の程度について、予測・評価を行うこと。なお、風環境の予測において流体数値シミュレーションを用いる場合には、設定条件の妥当性について詳細に記載すること。

### 【景観】

計画地北側には玉川上水が近接し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建

建築物が玉川上水の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の形状及び配置等をより具体的に示した上で、適切に予測・評価すること。また、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

#### 【史跡・文化財】

計画地は史跡玉川上水に隣接しているため、「史跡玉川上水保存管理計画書」等を含めて十分な調査を行い予測・評価を行うこと。また、工事の施行中だけでなく、工事の完了後の建築物の影響についても調査の対象として予測・評価を行うとともに適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

#### 【自然との触れ合い活動の場】

計画地は玉川上水緑道や代官山緑地などに隣接し、本事業の工事や施設の稼働の影響により隣接する自然との触れ合い活動の場の機能が影響を受けるおそれがあることから、周辺の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化についても予測・評価を行い、周辺の自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成を含めた環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

#### 【温室効果ガス】

本事業においては、複数のデータセンターが設置される計画であり、施設の稼働に伴い相当程度の温室効果ガスの排出が見込まれることから、予測・評価に当たっては、類似の事業等を十分に調査した上で、温室効果ガスの排出量等について定量的に示すとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

大変長くなり申し訳ございませんでしたが、御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、「選定した環境影響評価の項目」において、今御説明いただいたように「大気汚染、騒音・振動 共通」、「騒音・振動」、「土壌汚染」、「地盤、水循環 共通」、「生物・生態系」、「日影」、「風環境」、「景観」、「史跡・文化財」、「自然との触れ合い活動の場」、「温室効果ガス」について意見がありました。

項目を御担当されております委員の皆様に補足の説明など、この後お願いしようと思います。

資料の順番にお伺いしていこうと思います。

では、大気汚染について、御担当の日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 基本的にはこちらに書いてあるとおりです。

調査地点が十分ではなかったと思われます。ここは、発生交通量がすごく多くて、自動車の交通量が増加すると、大気汚染の状況が悪くなると思います。

今、御紹介があった市長とか都民の意見においても、調査地点の追加が求められていますので、車両の主要動線に加えて、学校、保育園などの教育施設もありますし、病院とか福祉施設もありますので、特に環境への影響に配慮が必要な施設近傍、あるいはその迂回ルート等の交通量が多いというような重要な地点については、調査地点を追加していただけるよう申し上げたいと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、騒音・振動について、御担当の廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 今の大気汚染に関する意見と全く同じ意見です。

特に騒音の場合、ここに新しい道路を建設することになっていたと思います。計画の中でも、今は既設の道路では結ばれていない東西の交通を担う、あるいは、ほかの道路の渋滞を緩和するとおっしゃっていますが、ということは、そこに多くの交通量が発生するということになり、その近傍に福祉施設等もありまして、そのための予測に足るような、十分な調査地点がなかったのは、周知の事実だと思っていますので、この案に賛成いたします。

加えて、この計画の中では、まだ施設のはっきりした規模や冷却の方法等が書かれていないため、排気等で発生する低周波が予想できないというのが、私の意見ですので、ここにありすとおりの必要に応じてそれを加えるということを考えていただき、最初から低周波を外すということがないようお願いしたいと考えております。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、土壌汚染について、御担当の保高委員、いかがでしょうか。

○保高委員 書いているとおりでございますが、基本的には現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったということが非常に大きなポイントなので、土壌汚染のおそれというものをしっかり事前に把握して、土地の履歴調査をして、どんな有害物質が使われていたかということを、しっかり確認していただくことが重要と思っております。

また、市長や市民のご意見等にもございましたように、農薬みたいなことも懸念されるところもあるかと思しますので、そういったことに関しても、しっかり履歴を追っていただくことが重要だと思いますので、有害物質の取扱履歴を追っていただいて、その履歴で土対法の対象になっているものがあれば、それに関して調査をしっかりすることが必要かと思いま

す。

また、この地域は、地下水の利活用、特に飲用に関してはすごく重要になってまいりますけれども、地下水の周辺のモニタリングデータ等がありましたら、そういったものも御参照いただくことで、この地域で地下水汚染がこういったものがあつたか、もしくはないのかという情報も得られると思いますので、そういったこともコメントとして付与させていただきます。

○宮越部会長　ありがとうございました。

次に、地盤、水循環共通ですが、私が担当なので、私から説明させていただきます。

都民の方々や昭島市長からの御意見でも、重要性が指摘されていますが、計画地周辺には、水道水源の井戸をはじめ、深井戸や浅井戸が多く存在し、また、南側の多摩川の護岸の段丘沿いに、東京の名湧水に選ばれているような湧水もあります。

このことを考えると、本地域の環境や生活において、地下水が重要な役割を果たしているということが言えます。

本計画では、工事の施行により、特に湧水と関係がある浅層地下水に影響を及ぼす可能性があります。

また、現況では、敷地内の大部分で雨水は地下に直接浸透していますが、本計画により大部分が舗装等で覆われますので、地下水涵養能に影響を与える可能性があります。

さらに、施設の供用後に地下水の利用が計画されています。事業者の説明では、「既存の井戸を利用して、かつ、現況よりは揚水量は増えないので、影響はない」ということだったのですが、地下浸透が期待できるようなゴルフ場の散水と、本計画の冷却水の用途では、揚水したあとの地下水の行き先が全く異なります。

つまり、本地域での水収支の観点では、全く異なる地下水の使い方になる可能性がありますので、このことから、「地下水や流況に影響を与えない」とする事業者の御説明は不十分であると、委員としては考えています。

本地域は地下水流動が活発であるということを踏まえて、昭島市長からの御意見にあるとおり、計画地周辺だけに対象を絞るのではなく、本計画が深層地下水を含めた広域的な地下水流動への影響の評価も必要だと考えています。

その際には、観測結果で妥当性を担保したシミュレーションの活用や、水収支の評価を盛り込んでいただくことが必要だと考えます。

以上のことから、本案に示すとおり、調査結果等をもとに、地質、地下構造等の地盤の状

況や地下水の状況等を詳細に把握して、施工方法や地下構造物等を明らかにした上で、工事の施行中、施行後、あと、施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行っていただいて、環境保全の措置の検討を求めることといたしました。

では、次に、生物・生態系と自然との触れ合い活動の場について、御担当の池邊委員からいかがでしょうか。

事務局は、池邊委員から御意見等を預かっていますか。もし預かっていたら、御紹介いただけないでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 事務局で池邊委員からのコメントを預かっております。

池邊委員と事務局とのやり取りとしましては、生物・生態系の答申案の補足としては、計画地は約 58.5 ヘクタールと広域範囲、かつ現況はゴルフ場敷地として大部分が芝生や植栽樹木が占めている。

本計画では、現況の植生の大部分を改変し、施設を建設する予定であるため、計画地の改変による直接的な生育域の消失だけではなく、工事や施設稼働により、隣接する玉川上水とその緑道及び計画地の中央部に位置する代官山緑地への影響も懸念される。

また、計画地の改変により、玉川上水と代官山緑地との生態系が分断される可能性があるため、エコロジカル・ネットワークの形成にも配慮する必要がある。

調査計画書では、計画建築物その他の工作物の配置、規模、施工方法等が不明であるため、環境影響評価書案においては、それらの諸元や配置などをできる限り明らかにした上で、調査計画を基に予測評価を行い、希少動物等の保全やエコロジカル・ネットワークの形成など、幅広く環境保全措置を検討するよう求める。

このようになっております。

また、自然との触れ合い活動の場の答申案の補足としては、計画地や自然との触れ合い活動の場である玉川上水緑道と代官山緑地に面しており、本事業の工事や建築物、施設の稼働等の影響によって、隣接する自然との触れ合い活動の場にも影響を与える可能性があります。今回は、予測事項として、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度のみとなっております。

そのため、隣接地の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化についても、予測評価を行い、環境保全の措置を詳細に検討するよう求めることとした。

また、本計画では、多様な人々が享受できる地域に開かれた緑の空間の保全整備とともに、計画地周辺における既存の散策路等との連携を考慮した歩行者空間のネットワークを強化す

る計画を行うとしていることから、隣接する自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成についても、詳細な検討をしていただけるよう求めることとした。

以上のような内容となっております。

○宮越部会長 ありがとうございます。

池邊委員、事務局から今代読していただきましたが、いかがでしょうか。

○池邊委員 それでは、ちょっとだけ補足させていただきます。

先ほどの市長意見のところにあったように、ここの場所は、単に自然との触れ合いができるとか、自然が保全されているというだけではなく、非常に大きな緑のネットワークの中の一面を成していて、ここがデータセンターに変わることで、非常に大きな自然環境への影響があるとともに、やはり都民の人たちが自然と触れ合う活動の場としての機能が、代替の場がつくられたとしても、全然違うようなものになってしまうという感じが非常に危惧されます。

「触れ合い」と書いてありますが、ここでは、生態系の方にたくさん書いていただいたので、多くはそこから出てきていますが、動物とか植物とかそういうものが今あるものと変わってしまって、人工の公園のようなものを代替のように作ったり、あるいは、ルートも設定されていますが、そういうものも作られたルートではなく、都民が自分たちでいろいろな形で自然と触れ合える場所だと思っていますので、そのあたりを、ネットワーク形成を含めた環境保全のための措置というところを、動植物全体、植物のことは皆さんよくやるんですが、鳥類などの動物や昆虫類、ホタルなどもありますので、そういったもの全体をきちんと再生できるという形で、この環境影響評価書案について、明確にしていきたいと思いますと思っています。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、日影、風環境、景観について、御担当の宗方委員、いかがでしょうか。

○宗方委員 この3点についてコメントさせていただきます。

まず、いずれも共通する点ですが、現状の計画では、建物の配置や高さといったものが、明確に書かれておりません。実際にどのような形になるかによって、日影、風環境、景観は大きく変わります。極力、具体的な形態とした上で検討していただければと思います。

また、それを検討する周辺の地点に関しましても、例えば、日影の場合は、現在、2地点のみしか計画の中に出ておりませんが、代官山緑地あるいはその周りの福祉施設や、玉川上水の周辺など、非常に重要なポイントが多々あるはずですので、そういう評価すべき地点をもっと適切に選んだ上で御検討ください。



また、日影のところでちょっと補足しておきますと、「検討する周りに配慮すべき施設等」と書いてありますが、通常は、日影の場合だと、建築物等の人が住んでいるところを前提と考えておりますが、今回は、北側に玉川上水が隣接しておりまして、その並木などの植物への影響というのも重要だと思われます。

単に「人が住んでいないから問題はない」ではなく、今回の施設をつくることによって、玉川上水沿いの緑地が劣化することがないように、十分な日当たりといったところに配慮が必要かと思います。

それから、風環境の補足といたしましては、現在の記述の中におきましては、シミュレーションについてお願いをあげております。

風環境で検討すべき技術指針の中には、流体数値シミュレーションによる場合は、「解析領域は、流出境界等外周の境界条件のモデル化が妥当性を持ち得る程度に十分に広く設定する」とあります。

適切な条件の設定、それがなぜ妥当かということを説明した上で、検討していただく必要がありますので、それらのデータについて様々なパターンを検討した上で、そういったことを記載してください。また、再現性のあるものということも、当然求められます。

最後に、景観に関しては、日影等と同様でございまして、実際に形状が非常に重要です。玉川上水の緑地に面して長大な建物がどんと並んで、景観を悪くするということがないように、形状、色彩といったデザインに関することも、極力御検討いただいた上で、示していただければと思います。以上になります。

○宮越部会長　ありがとうございました。

次に、史跡・文化財について、御担当の水本委員、お願いいたします。

○水本委員　玉川上水については、国史跡であり、非常に重要な意味を持っているポイントであることは、事業者も理解はされているかとは思いますが。しかしながら、ほかの委員の御指摘にもあるとおり、玉川上水自体が、歴史的にも、江戸時代以降、それからまた都民も守ってきたということで、時間軸上で重層的な部分があること、また、現状でも、水も利用されているといったような、歴史的な一つのポイントというよりは、非常に縦につながっている部分があります。

それから、その空間的にも、複数の自治体にまたがっているということで、昭島市長以外にも立川市長からもコメントはあったかと思いますが。

その上で、国史跡ですと、基本的には現状変更ができないということもお伝えしましたが、

「玉川上水保存管理計画書」のほうで、水道（みずみち）以外にも両サイドの周辺空間についても、しっかり管理していくということで、その部分も、前回確認をさせていただきました。

その辺は重々御理解の上で、また、景観等も併せて、いろいろやっていただきたいと思っています。

それに加えて、前回もちょっとお話ししましたが、ここは広いゴルフ場だったところで、古い遺跡が玉川上水以外でも残っている可能性が非常に高い土地です。そのあたりも含めて、地元の教育委員会と連携をとりながら考えていただきたいと思います。

それにつけて、今回コメントとして加えさせていただきたいのですが、こちらは、ほかの委員の皆さんからも御指摘があるように、計画自体にまだ具体性に乏しい部分がございます。

ですので、担当窓口に今の計画を持ち込まれましても、試掘調査なり本調査の検討に進むというところで、ネックになりますのが、建築の計画がまだ具体的ではない部分と、工区を設けるか設けないかということも、まだ不確定要素があるということです。そのあたりについて、もう少し具体的に詰めていきながら、史跡・文化財への影響も評価していただけたらと思っています。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

次に、温室効果ガスについて、御担当の渡邊委員、いかがですか。

○渡邊委員 事務局からお示しいただいた内容のとおりですが、少し補足させていただきますと、まず、住民の方からか市長からだったでしょうか、ゴルフ場という吸収源がこうした物流、そしてデータセンターに変わってしまうということについて、吸収源が失われるということに懸念が示されていたと思うのですが、それを言ってしまうと、土地利用自体がもう認められなくなってしまうので、吸収源については、お示しいただければ参考の指標にはなるのですが、委員としては、そこまでは重要視はしていないということを申し上げたいと思います。

土地利用転換した後の、物流センターですとかデータセンターというのは、まさに現代型のエネルギー多消費施設になります。

住民や市長からも懸念が出ていましたが、データセンターは今年の省エネ法改正でベンチマークが示されるなど、エネルギー多消費施設として注目されている施設でありますので、まずは、データセンターのIT機器の電力消費、そして冷却に伴う電力消費というところの数値は、十分お示しいただきたいと思います。

I T機器は技術革新が非常に著しい分野でもありますので、最新の設備等を基準にしたデータを、量的にお示しいただきたいと考えております。

また、物流施設も、近年の機械化された施設とそうでない施設で原単位が異なってくる可能性もありますので、こちらも最新の施設を参考にして、原単位をお示しいただきたいと考えております。

そして、どちらも長い間使う施設になりますので、カーボンニュートラルを考えた上での設計というものが求められているところですので、カーボンニュートラルになるのだと、2040年、2050年まで使っても問題がないのだということを、設計段階でお示しいただきたいと思っています。

あとは、特にデータセンターについては、通常の建物施設としてのエネルギー消費と、I T機器を伴うエネルギー消費というところがあると思いますので、ここは、できればきちんと分離をして、それぞれについて原単位を示していただく。つまり、できる限り詳細な調査を行って、予測と評価を行っていただきたいということを、まずはお願ひしたいと思います。

それから、事業の計画として、データセンターだけで18万㎡、物流センターが40万㎡で約60万㎡という建物が建つことになりますので、できることであれば、全てに太陽光パネルを乗せていただくことにして、再エネで可能な限り発電を行って、それをデータセンターや物流センターに用いるといったような計画にしていいただきたいと思っています。

つまり、再エネの計画についても、「可能な限り」といったような言及しかないので、その詳細な計画を、環境影響調査の段階でお示しいただきたいと考えております。

最後になりますが、温室効果ガスに関しては、工事の期間ではなくて、むしろ、できてからのほうが大量に排出することが考えられますので、事後調査によって、毎年の排出量等もお示しいただくということも、この段階からお願いしたいと考えております。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございました。

以上で、これまで意見が上げられた環境影響評価項目については、御担当の委員に全て御説明いただきました。

ただいまの御説明全てにおいて、ほかの委員の皆さまからも含めまして、御意見等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

池本委員、お願いします。

○池本委員 議論を伺っていて、「事業の熟度に応じて」という考え方が最初にありますが、より事業の条件を具体化することが重要なという風に感じました。

もう1点は、調査地点の追加に関する御意見がありましたが、例えば、あるところの家の前でやろうとしたときに、「隣でやってほしい」といったことにはならないとは思いますが、調査地点の意味合いを考えて、落ち着いた議論で調査地点をしっかりと設定していただきたいと思いました。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

今いただいた御意見というのは、評価書案の段階では、計画をより具体的に書いてほしいということと、あと、調査地点の選定においては、きちんと科学的な根拠のある場所を選定していただきたいという御意見でよろしいですね。

○池本委員 はい、そのとおりです。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はいかがでしょうか。

水本委員、お願いします。

○水本委員 私は史跡・文化財の担当ですが、今回、昭島市長から項目選定に関して水質に関する御指摘があったと思います。12 ページの下のほうに、「水質汚濁」という記載がありますが、どのような御意見だったのでしょうか。

○宮越部会長 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○下間アセスメント担当課長 技術指針にも「水質汚濁」に関して書いてありますが、工事の施行中に濁水が発生する可能性も、もちろん考えられますが、本事業では、「下水排除基準」以下に処理したあと、公共下水道に放流する」という計画ということですので、「公共用水域等に直接排出することはない」ということなので、こういう場合は、水質汚濁は環境影響評価項目としては選定しないとなっております。

○水本委員 分かりました。承知しました。

○宮越部会長 きちんと御対応いただいているので、環境影響評価の項目には選定しないということでもよろしいですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、引き続き、総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 はい。それでは説明いたします。

資料 1-2 を御覧ください。

「G L P昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書についてでございます。

## 第1 審議経過

本審議会では、令和4年10月5日に「G L P昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については、次のページに部会の審議事項として取りまとめております。

戻っていただきまして、

## 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】、【騒音・振動】、【土壌汚染】、【地盤、水循環 共通】、【生物・生態系】、【日影】、【風環境】、【景観】、【史跡・文化財】、【自然との触れ合い活動の場】、【温室効果ガス】の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特に御意見がないようですので、ただいま説明していただいた内容で次回の総会に報告させていただきます。ありがとうございました。

○宮越部会長 それでは、引き続き次第2の「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○宮越部会長 事業者の皆様、よろしいでしょうか。始めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、本事業の審議につきましては、4回審議予定の本日が3回目となります。事業者の出席は今回までとなりますので、委員の皆さまには、御担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明のあと、事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

質疑が終了しましたら事業者は退室いたします。その後、次の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。

御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 はい。それでは、お手元の資料2を御覧ください。

資料2は、過去2回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「騒音・振動」、「地盤、水循環 共通」、「日影」、「史跡・文化財」、「その他」の順序で取りまとめており、前回の指摘等が合計7件、環境影響評価項目以外のその他が1件となりました。前回の指摘、質問事項及び回答補足は、取扱い欄に前回の日付として11月18日(11/18)と記載しております。

前回の指摘等の項目は28ページから30ページの「騒音・振動」番号1、2。33ページから35ページ「地盤、水循環 共通」番号2、4、5。36ページ「日影」番号1。37ページ「史跡・文化財」番号1。40ページ「その他」番号1となります。

要約して内容を御説明いたします。

「騒音・振動」に関しましては、番号1として、夜間の工事について質疑が行われました。これについては後ほど事業者から回答補足がございます。

「騒音・振動」の番号2としまして、ユニットの配置の記載について質疑が行われました。

「地盤、水循環 共通」に関しては、番号2としまして、土留壁を構築する場所について質疑が行われました。これについては後ほど事業者から回答補足がございます。

「地盤、水循環 共通」の番号4として、地盤高の測定について質疑が行われました。これについても後ほど事業者から回答補足がございます。

「地盤、水循環 共通」の番号5としまして、既存の建造物の「基礎構造」というの

は、何を指しているのかについて質疑が行われました。

「日影」に関しては、番号1としまして、橋梁部分の川を渡る前後の、遮音壁について質疑が行われました。

「史跡・文化財」に関しましては、番号1としまして、市の教育委員会等へ適切なタイミングで相談することについて、また、工事の実施による評価の結論の記載表現について検討するよう助言がございました。

「その他」、事後調査等について指摘、質問がありました。なお、これについては後ほど事業者から回答補足がございました。

資料の説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、今事務局から御説明いただきました前回の質疑応答について、修正等がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、このあとの事業者の方との質疑応答のときをお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、前回の質疑応答について事業者の方から補足があると伺っております。事業者の方から御説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、回答補足につきまして説明いたします。相武国道事務所と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、29 ページの「騒音・振動」の1 番の意見についてです。

夜間の工事を実施する場合には、その予測評価の結果について、図書への記載を求める意見をいただきました。

本事業の周辺地域は、浅川から右岸側の八王子市域は、工業地域や準工業地域となっておりますが、浅川から左岸側の日野市域につきましては、第1 種低層住居専用地域や準住居地域が分布し、静寂な環境となっています。

そのため、睡眠妨害など、健康の保護を懸念されての意見と認識しております。

これに対し、回答補足として記載しておりますが、現時点で、工事は平日の昼間に行うこととし、休日作業または夜間作業は行わない計画としています。

ただし、浅川から右岸側の八王子市域においては、一般国道16 号八王子バイパスなどの交

通量の多い既存道路との交差点での工事において、交通管理者等の関係機関との協議により、既存道路の交通への影響や安全の確保等の観点から、一時的な休日作業または夜間作業を求められる場合がございます。

その場合は、工事の内容等に応じて、事前に予測・評価等の必要な手続きを行います。

また、工事については、このように、現時点で平日の昼間に行う計画ですので、その方針が明らかになるよう、評価書の記載内容を修正いたします。

次に、34 ページ、「地盤、水循環 共通」の 2 番の意見です。

土留壁を設置する場合、その構築の範囲や深さについて、図書への記載を求める意見をいただきました。

これに対し、回答補足として記載しておりますが、まず、土留壁は地下構造物の両側に平行する形で構築する計画としています。

また、土留壁の構築に当たっては、これまでのとおり、今後詳細な調査を行い、当該地域における難透水層の深度を踏まえて、適切な工法及び根入れ長を検討する計画です。

現時点で、難透水層の詳細な深度や、土留壁の根入れ長などをお示しすることは困難ですが、難透水層と地下構造物の概ねの位置関係について、評価書に記載したいと考えております。

次に、35 ページの「地盤、水循環 共通」の 4 番の意見でございます。

地盤に関わる環境保全のための措置として、地盤の高さの確認について追記を求める意見をいただきました。

これに対して、回答補足として記載しておりますが、これまでの回答のとおり、本事業では、地盤の高さについて把握する計画ですので、その旨を評価書に記載したいと考えております。

最後に、41 ページ、「その他（事後調査）」の 1 番の意見です。

廃棄物の予測結果について、東京都建設リサイクル推進計画に定められた再資源化率または有効利用率の記載を求める意見をいただきました。また、この意見は、他の項目についても、定量的な予測はできるものは、もっと定量的な予測をするのがいいのではないかという趣旨の意見でもありました。

これに対し、回答補足として記載しておりますが、廃棄物の予測結果に、想定される再資源化率または有効利用率を示すこととし、評価書に記載したいと考えております。

また、ほかの項目のうち、電波障害については、調査結果に資料編の第 8 章に記載してお



ります、中継局別テレビ電波の受信状況を整理して示すこととし、評価書に記載したいと考えております。

また、予測結果にテレビ電波の遮蔽障害が生じる可能性があるとして予測される範囲について、評価書案では、392 ページに「テレビ電波に受信状況を確認する範囲」として記載しておりますが、改めてお示しすることとし、評価書に記載したいと考えております。

事業者からの回答補足については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

それでは、事業内容や評価書案に関して、事業者との質疑応答を行うことといたします。

本日御出席の委員の皆様から、御意見や御質問はいかがでしょうか。

廣江先生、お願いします。

○廣江委員 丁寧な御説明をありがとうございました。

先ほど御説明がありましたように、昼間に行うということと、夜間に行う場合は手続きをして、夜間の評価をしてから行うという御返答があったと理解しました。

環境影響ですので、地域の区別はあるとは思いますが、工業地域といっても人が全く住んでいないわけではなく、その影響というのを事前に予測し、対策をとっていけるように考えていくのが、この環境影響評価審議会の役割だと思っていますので、やる場合には手続きを事前にとっていただき、その影響評価をした上で行うようにお願いしたいと思います。

今 16 号とおっしゃいましたが、断面図等を見ますと、地下を通過するような形になっていて、私も、どのような夜間工事になるのか、予測できませんし、そのときにしっかりと説明していただきたいと思っていましたので、今の御回答で理解できました。ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。

では、私から 1 点よろしいでしょうか。

評価書案に関する質問ですが、地下水に関してです。本地域の計画地周辺の井戸と湧水の場所」について、224 ページの図でお示しいただいています。図 8.5.5 です。

その前のページに、その図の説明が書いてありまして、その中で、「八王子市内における井戸の位置を示す公表資料はない」という一文が記載されていますが、これを踏まえると、あるかないか分からないということですか。

○事業者 お答えいたします。

既存資料調査については、公表されている資料に基づき把握いたしました。その結果、既存井戸は確認されなかったことをお示ししております。

今後の事後調査に向けての段階においては、必要に応じて、関係市とか地域へのヒアリング等を行い、既存井戸の把握に努めたいと考えております。

○宮越部会長 承知しました。

地下の躯体部分というのは、八王子市側ですから、八王子市側の井戸があるかどうかが大切ですよ。ですから、「ヒアリングして」ということだったのですが、ヒアリングは重要だと思います。

特に今回、地下掘削も行いますし、それに伴う揚水も予想されていますから、近くに井戸がある場合は必ず確認して、適切な対応をお願いします。

○事業者 はい。そのように適切に対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 では、ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。

廣江委員、お願いします。

○廣江委員 先ほど、もう1件伺うべきところを忘れておりました。

2つ目の指摘事項の、ユニットの予測の条件を書いていたということについては、評価書に書いていただけたということによかったでしょうか。そこだけ確認させてください。

○事業者 はい。評価書に記載することを考えております。

○廣江委員 では、きちんと書いていただけたということですね。

これは、「予測してない」とかいうことを言っているのではなく、事後調査とか今後予測した結果が違っていった場合、それを踏まえて、「なぜそうなったか」ということを考えていかなければならないので、明らかにできる条件はきちんとしていただきたいということです。それでは書いていただけたと理解しました。ありがとうございます。

○事業者 はい、評価書にそのように記載する方向で進めさせていただきたいと考えております。

○宮越部会長 ありがとうございました。

ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

保高委員、事前に御意見があると伺っていたと思うのですが、いかがでしょうか。

○保高委員 陸域と水域の境界の工事ということもあるので、そういった部分において、排水の部分というものをちょっと気にしているところがあります。

このあたりをもう少し議論していただけると大変ありがたいと思います。もしくは、計画の中に踏み込んでいただけるとありがたいと思っているところです。

特に排水に関しては、生態系への影響が懸念されますので、pHだけではなくて、濁度というものも重要な項目になってきますので、このあたり保全措置というものに関しても、検討していただければ大変ありがたく思っております。

○事業者 濁水の排水につきましては、評価書案にも記載させていただいておりますが、濁水処理施設等を設置することによりまして、基本的に濁水を排水基準よりも下げた状態で排水するというようなことを考えております。

また、排水先については、今後の詳細な施工計画を検討する段階で、決定していくことになりますが、現時点におきましては、浅川や川北用水が排水先になることも想定されるところでございます。

なお、排水に当たりましては、環境保全のための措置によりまして、水質汚濁に係る影響の低減を図るとともに、排水先の生物・生態系にも配慮してまいりたいと考えております。

○保高委員 ありがとうございます。

道路、特に工事に関して、場所が結構長くなってしまって、排水場所もその状況によって、量なり水質がだいぶ変わってくるということもあると思いますので、そのあたり、御注意していただきながら、特に生態系への影響とか川の水の濁りというのは、地域住民の方もすぐ気づく問題ですので、「一回やったから大丈夫」と考えてしまうこともあるのですが、都度気をつけていただくよう、よろしくお願いいたします。

○事業者 はい。今いただきました御意見をしっかりと対応の方に反映させていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。

このあと、事業者の皆様には御退室いただいて、そのあと、総括審議に移りますが、その前に事業者の皆さまに御確認しておくべき事項はございますか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ほかに御発言はないようですので、質疑は終了させていただきたいと思います。

事業者の皆様、ありがとうございます。事業者の皆様は退室してください。

○事業者 ありがとうございます。

(事業者退室)

○宮越部会長 では、総括審議に移りたいと思います。

これまでの議論を踏まえまして、今回の総括審議に向けた審議事項の候補を上げていきたいと思います。

委員の皆様からの御提案をお願いいたします。

では、私からよろしいでしょうか。

事業者の方から今回、地盤と水循環について多く御説明いただきましたが、「地盤、水循環共通」の1番と2番の意見を、ぜひ総括審議の候補に上げていただきたいと思います。

工事の施行中に当たっては、遮水性の高い土留壁を施工するなどで、地下水の湧出を抑制すると御説明いただいておりますが、評価書案において、土留壁の位置や深度が記載されておらず、地下構造物と併せて、地質断面図や地下水との関係が不明瞭です。

特に、土留壁の根入れ長が、難透水層までということだったのですが、今回の環境影響評価書案に示していただいている地質断面図を見ると、相当するような難透水層はまだ見当たりませんので、より調査が必要ですので、ここで総括審議事項に上げていただきたいと思いますと考えました。

これらの情報というのは、地盤、水循環の予測評価において重要な事項ですので、評価書には可能な限り示していただいて、もし未定の部分があれば、その旨を明示していただいた上で、モニタリング等の環境保全の措置を確実に実施していただく必要があると考えて、御提案させていただきました。

ほかに、委員の皆様からいかがでしょうか。

廣江委員、お願いします。

○廣江委員 私は、「騒音・振動」で、次の2つを上げさせていただきたいと思います。

まず、建設機械の稼働に伴う騒音ということで、先ほど、夜と昼の区別ははっきりしましたが、御説明の中でもありましたように、地域によって、今は静かな、低騒音の住宅地域が工事区間に隣接しているということになりますので、そういう環境の中で建設工事が行われるということは、それを十分チェックしておかなければいけないということもあります。

また、防音パネル、防音シートのことについていくつか質問させていただいて、いろいろなことがあるだろうとは思いますが、その辺もどういう選択肢を持って、今回当たっていかれるかということ、やはり見ていく必要があるという点から、この建設機械稼働に伴う騒音を、まず上げさせていただきます。

もう1点は、工事のときに必ず発生する関係車両の周辺への影響というのもあります。

この周辺の現在の道路交通騒音は、一部で超過している地域がありますので、それも併せて監視していく必要があると思いますので、この2点を上げさせていただきます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

意見として上げるのは、今資料としてお示しいただいている「騒音・振動」の3番でよろしいですか。

○廣江委員 そうですね。3番に対してということです。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

○廣江委員 あと、道路交通騒音のほうも関係車両がありますので、そちらも上げておきたと思います。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

保高委員、お願いします。

○保高委員 先ほどお話しして水質汚濁に関して、水生生物への影響なども含めて、一応入れておいたほうがいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

特に今回の場合、先ほど申し上げたとおり、工事期間が長期間にわたるということで、そういう排水への影響は目につきやすいということもありますし、そういうことで、我々がよく経験するのが、魚が浮いて死んでしまったみたいなことがあると、工事がストップすることもありますので、総括審議事項に入れていただくのがいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○宮越部会長 ありがとうございます。承りました。

ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

では、そのほか、本日欠席されている委員から、何かコメント等を事務局は預かっておられますか。

○下間アセスメント担当課長 特にコメントは預かっておりません。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、御意見として、「騒音・振動」の3番と交通騒音について、あと、本日御説明いただきました「水質汚濁」について、あと、「地盤、水循環 共通」の1番と2番について、今御提案いただいております。

ほかに御意見等がないようであれば、この3点を総括審議に向けてまとめるに当たっては、

今言った「騒音・振動」の3番、本日質疑がありました「水質汚濁」、あと、「地盤、水循環  
共通」の3点を候補としたいと思います。

各審議案件に関しましては、部会長と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案に向けては、部会長に一任していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○齋藤部会長 では、最後に「その他」ですが、何かございますでしょうか。

では、特にないようですので、これをもちまして第二部会を終わります。皆様ありがとうございました。

傍聴人の方は、退室ボタンを押して退室してください。

(傍聴人退室)

(午後3時03分閉会)